

「車検切れ」の中古車を「定期点検整備付き」と表示して販売する際に実施する定期点検整備について

[自動車公正競争規約第11条及び中古車に関する施行規則第12条](#)において、「定期点検整備付き」と表示する場合は、道路運送車両法第48条に規定する法定点検整備(指定・認証工場の記録簿が発行される整備)を実施し、整備費用を車両価格に含めて表示することが定められています。

しかしながら、中古車情報ウェブサイトにおいて、一部の販売店が「車検切れ」の中古車を販売する際、「定期点検整備付き」と表示しているにもかかわらず、当該車両に実施する点検整備については、「24ヶ月点検」ではなく、「12ヶ月点検」と表示するケースが見受けられます。

会員事業者の皆様におかれましては、「車検切れ」の中古車を販売する際は、本資料を参考に、「消費者に信頼される適正な表示・販売」を行っていただきますよう、お願いいたします。

■「車検切れ」の中古車を販売する際、「定期点検整備付き」と表示しながら、「24ヶ月点検」を実施しない場合、不当表示(有利誤認)に該当するおそれがあります！！

◇消費者は、「車検切れ」の車両に、「定期点検整備付き」と表示されていた場合、車検に合格するための「24ヶ月点検（車検整備）」が実施され、その費用が「車両価格」に含まれているものと認識すると考えられます。

◇道路運送車両法上、前検査後整備(ユーザー車検)により車検に合格した場合であっても、その後、使用者に「24ヶ月点検」を実施する義務があるため、「12ヶ月点検」が実施された車両を購入した後、改めて「24ヶ月点検」を実施しなければなりません(別途費用が発生)。



<「車検切れ」の中古車に「定期点検整備付き」と表示して販売する場合の考え方>

- 「定期点検整備」は、「道路運送車両法」において、使用者の義務であること、また、消費者トラブル及び不当表示未然防止の観点から、
 - ▶ 「車検切れ」の中古車について、「定期点検整備付き」と表示できるのは、「24ヶ月点検」が(納車時まで)実施され、その費用が「車両価格」に含まれている場合です。
 - ▶ 「12ヶ月点検」の実施を前提に、「定期点検整備付き」と表示することはできません。

※規約及び施行規則において、「定期点検整備付き」と表示する場合、実施する点検整備が「12ヶ月点検」か「24ヶ月点検」かを表示することが定められていないのは、車検切れの車両に実施する「定期点検整備」は、法律上の義務となる「24ヶ月点検(車検整備)」が前提であるためです。

この件に関するお問い合わせは…

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで
TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112